

2 表示等

(1) 振動工具体体への表示

「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を振動工具に表示してください。ただし、 2.5m/s^2 未満である場合は、その旨を記すことで足りません（(2) ①アにおいて同じです）。

また、チェーンソーについては、チェーンソーの規格第4条の規定に基づく表示に加えて3軸合成値を表示してください。

(2) 取扱説明書等への記載

① 振動工具を使用する事業者に渡す振動工具の取扱説明書、カタログ、ホームページ等に次の事項を明記してください。

ア 周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値

イ 振動測定の準拠規格

ウ アの3軸合成値が3軸測定により得た振動合成値でない場合にあつては、その値を得た根拠

エ 振動測定が「JISB7761-2:2004」による場合にあつては、測定方法・条件等及び「JISB7761-2:2004」の「9. 報告すべき情報」に規定する項目

オ 振動工具の重量

② アからオに掲げる事項のほか、振動工具の使用者が適切に日振動ばく露量A(8)に基づく対策を講ずることができるよう、1日当たりの振動ばく露限界時間の算出方法等の説明を記載し、又は算出方法を記したパンフレットを添付してください。

3 点検・整備等

振動工具について、製造時の振動加速度レベルを劣化させないための点検・整備について、その具体的な時期、その対象となる工具の状態、その方法等を、振動工具の取扱説明書、カタログ、ホームページ等により示してください。